

## [令和6年12月2日以降の対応について]

- ① 新規加入者でマイナンバーカードと被保険者証が紐づいている被保険者  
⇒「資格情報のお知らせ」(A4)を発行します。
- ② 新規加入者でマイナンバーカードと被保険者証が紐づいていない被保険者  
⇒「資格確認書」(カード型)を発行します。
- ③ 資格確認書の申請者(マイナンバーカード紛失者等)  
⇒「資格確認書」(カード型)を発行します。

## [令和7年3月31日までに]

(※被保険者証兼高齢受給者証の方は令和7年7月31日までに)

- ・本組合被保険者のうち、マイナンバーカードと被保険者証が紐づいている被保険者へ「資格情報のお知らせ」(A4)を発行します。
- ・本組合被保険者のうち、マイナンバーカードと被保険者証が紐づいていない被保険者へ「資格確認書」(カード型)を発行します。

※令和6年12月2日～令和7年2月28日までに70歳になられる方は、「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を誕生日月に発送いたします。

## [届出・申請時の提出物の変更]

国民健康保険被保険者証の交付が廃止されたことにより届出・申請時の提出物は以下の通りになります。

- 資格喪失
  - ・新しく取得された社会保険等の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写し。
  - ・医師国保の被保険者証又は「資格確認書」を回収
- 住所変更
  - ・世帯主・家族記載の住民票
  - ・被保険者証又は、「資格確認書」を回収
- 氏名変更
  - ・氏名変更を証明できる書類(住民票・運転免許証・マイナンバーカードの写し等)
  - ・被保険者証又は、「資格確認書」を回収
  - ※変更前の「資格情報のお知らせ」は破棄してください。

## [資格確認書交付申請書について]

資格確認書はマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが、被保険者証と紐づいていない方へ申請によらず資格確認書が交付されるため、「資格確認書交付申請書」の提出の必要はありません。

### ● 「資格確認書交付申請書」の提出が必要な場合

#### ①紛失

マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない方。

#### ②カード返納

マイナンバーカードを返納する予定の方。

#### ③介助

介助者等の第三者が高齢者等の被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である方。

※「資格確認書」は医療機関等でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナンバーカードによる受診が困難である等の特段の事情もなく念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

## [マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について]

「マイナンバーカード健康保険証利用登録解除申請書」を提出すると、マイナンバーカードを保険証として利用する登録の解除ができます。

利用登録を解除すると、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことはできなくなります。

利用登録の解除を申請した方には、資格確認書を交付します。解除後に医療機関・薬局で受診等される際には資格確認書の持参が必要です。

利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで1～2か月程度の時間がかかる場合があります。

申請書は郵送いたしますので、医師国保までご連絡ください。

鹿児島県医師国民健康保険組合  
〒890-0053 鹿児島市中央町 8-1  
電話 099-254-8124